

役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人書壇院の定款（以下「定款」という。）第13条及び第30条の規定に基づき、公益財団法人書壇院（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 役員報酬

(支給対象)

第3条 役員報酬は、定款第24条第2項に規定する理事長、副理事長及び常任理事に対してのみ支給する。その他の役員については、役員報酬を支給しない。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める賞与、退職手当は支給しない。

(支給金額)

第4条 前条第1項で定める者に対する報酬の金額は、総額1千万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月25日に振込により支給する。

第3章 理事会及び評議員会出席謝金

(支給対象)

第6条 理事会及び評議員会に出席した役員及び評議員には、出席謝金を支給する。

ただし、理事長、副理事長、常任理事には支給しないものとする。

(支給金額)

第7条 出席謝金の金額は、1回当たり1万円を越えない範囲で、評議員会で決定する。

2 評議員に対する報酬等の金額は、総額1百万円を超えない範囲とする。

(支給方法)

第8条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

第4章 費用

(費用の弁償)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については支払うことができる。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を支給することができる。

第5章 基準の改廃

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第11条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、公益財団法人書壇院の設立の登記の日から施行する。